

魁聖園 ケアハウス

重要事項説明書

社会福祉法人 旭川やすらぎ会

## § 目次 §

- 1 事業所経営法人の概要
- 2 ご利用施設
- 3 入居者の資格
- 4 魁聖園ケアハウスの概要
- 5 居室等の概要
- 6 ケアハウスの設備
- 7 ケアハウス職員配置体制および勤務体制
- 8 提供するサービスについて
- 9 利用料金について
- 10 利用料の請求について
- 11 利用料の支払いについて
- 12 日常生活に関する費用について
- 13 保健衛生について
- 14 日常生活における規則について
- 15 退去について
  - (1) 契約の解除
  - (2) 契約の終了
- 16 退去にあたり
- 17 退去時の利用料請求について
- 18 退去時に掛かるその他の費用について
- 19 敷金の返還について
- 20 非常災害対策について
- 21 事故発生時の対応について
- 22 秘密保持
- 23 相談窓口・苦情対応

# 魁聖園 ケアハウス

## 重要事項説明書

### 1. 事業所経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 旭川やすらぎ会
法人所在地	秋田市新藤田治郎沢52-6
電話番号	018-884-1071
代表者名	理事長 伊藤 博
設立年月日	平成10年9月17日
介護保険事業所	通所介護事業所・介護予防通所介護事業所 1カ所 短期入所生活介護事業所・介護予防短期生活介護事業所 1カ所 居宅介護支援事業所 1カ所 介護老人福祉施設 1カ所
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 魁聖園 魁聖園 ケアハウス 魁聖園在宅介護支援センター

### 2. ご利用施設

#### (1) 施設の目的

魁聖園ケアハウスは、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む為に、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、入居者の処遇の充実、並びに生活の安定を図ることを目的とします。

#### (2) 経営方針

施設の経営については、老人福祉法の規定（理念）に従い、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等、処遇に万全を期することを基本方針とします。

### 3. 入居者の資格

- 1 年齢が 60 歳以上である方。
  - 2 高齢等のため、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、家族との同居が困難な場合。
  - 3 身体機能等の低下等により、自立した日常生活を営む事について不安な方で、常時、家族の援助を受ける事が困難な方。
  - 4 感染症、精神疾患、問題行動を伴う認知症等がみられず、共同生活が可能と判断された場合。
  - 5 高齢や健康等から、一人暮らしや高齢夫婦のみの生活に不安を抱える方。
  - 6 日常生活動作、病院受診や、その他の外出において介助を必要としない方。尚、在宅サービス等を利用することにより、日常生活の維持が可能となる場合。
  - 7 入居契約時に敷金、及び毎月の利用料を納入でき、確実な身元保証人がたてられる方。または、ご家族や縁故者が利用料を納入できる場合。
- ◎ 入居後は、住民票移動をお願いしております。移動後の住民票を一部、ケアハウス職員へ提出していただき、保管させていただきます。

### 4. 魁聖園ケアハウスの概要

法人名	社会福祉法人 旭川やすらぎ会
事業所名	魁聖園ケアハウス
管理者	施設長 大澤 亨
電話番号	018(884)1071
開設年月日	平成11年11月20日
入居定員	15名

### 5. 居室等の概要

(1) 当施設では、以下の居室・設備を用意しております。

居室・設備	室数	備考
個室	15室	和室 3室 洋間 12室

(2) 居室・居室内設備

施設・設備		備考	施設・設備		備考
フローア	和室は畳部分	部屋全体の広さ	電話機	外線発信可能 受信は事務所より転送	
クローゼット	0.5帖		テレビブース	1箇所	

洗面所 トイレ	広さ 2帖 洋式トイレ	約 12帖	ナースコール	緊急時通報システム 各室に2箇所設置
ミニキッチン	1台		カーテン	洋室のみ設備 レース・ドレープ各2枚
ミニ冷蔵庫	1台		障子	和室のみ設備

## 6. ケアハウスの設備

施設・設備		備考
浴室	1箇所	
食堂兼ホール	1箇所	
談話コーナー	1箇所	
厨房	1箇所	
洗濯室	1箇所	洗濯機 2台 コイン式乾燥機 1台
トイレ	1箇所	
ナースコール		要所に設備

## 7. ケアハウス職員の配置体制および勤務体制

ケアハウスでは以下の職員を配置しています。

職種	勤務時間	人員	備考
施設長	8時30分～ 17時30分	1名	勤務表による
生活相談員	8時30分～ 17時30分	1名	勤務表による
介護職員	8時30分～ 17時30分	2名	勤務表による

## 8. 提供するサービスについて

### (1) 食事サービス（1日3食）

栄養士が献立を作成、身体状況や季節、行事、嗜好などに配慮された安心、安全な食事の提供を行っております。

朝食：7時30分

昼食：12時

夕食：18時

・体調不良等、特別な理由がない限り、食事は食堂ホールにてお召し上が

りいただいております。

(2) 入浴サービス

入浴が可能な曜日、時間は下記の通りです。入浴する時間、順番等についてはご要望を考慮いたしますが、職員にお任せいただいております。

月曜日～土曜日 : 日中

(3) 日常生活の支援について

日常生活が明るく健全で、生甲斐を感じていただける様な環境づくりを支援します。

(4) 生活相談と助言

生活相談員、介護職員が日常生活のなかでアドバイス、また、ご相談に応じます。各関係機関のご紹介や手続きの援助も行っております。

(5) 緊急時の対応

- ・各室及びケアハウス内の要所にナースコールが設置されております。心身の不調、負傷、その他の緊急時はナースコールを押していただき、コールにて対応をいたします。
- ・17時30分～翌朝8時30分の間は、勤務体制により、特別養護老人ホームの介護職員がコール対応いたします。
- ・状態の急変のためコールが不可能となった場合、職員が次の訪室で急変等の発見をする場合があります。

## 9. 利用料金について

	階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	冬季加算額	居住に要する費用	11月～3月納入額	4月～10月納入額
1	1,500,000 円以下	10,000	46,940	9,220	21,000	87,160	77,940
2	1,500,001 円～ 1,600,000 円以下	13,000	46,940	9,220	21,000	90,160	80,940
3	1,600,001 円～ 1,700,000 円以下	16,000	46,940	9,220	21,000	93,160	83,940
4	1,700,001 円～ 1,800,000 円以下	19,000	46,940	9,220	21,000	96,160	86,940
5	1,800,001 円～ 1,900,000 円以下	22,000	46,940	9,220	21,000	99,160	89,940
6	1,900,001 円～ 2,000,000 円以下	25,000	46,940	9,220	21,000	102,160	92,940
7	2,000,001 円～ 2,100,000 円以下	30,000	46,940	9,220	21,000	107,160	97,940
8	2,100,001 円～ 2,200,000 円以下	35,000	46,940	9,220	21,000	112,160	102,940
9	2,200,001 円～ 2,300,000 円以下	40,000	46,940	9,220	21,000	117,160	107,940
10	2,300,001 円～ 2,400,000 円以下	45,000	46,940	9,220	21,000	122,160	112,940
11	2,400,001 円～ 2,500,000 円以下	50,000	46,940	9,220	21,000	127,160	117,940
12	2,500,001 円～ 2,600,000 円以下	57,000	46,940	9,220	21,000	134,160	124,940
13	2,600,001 円～ 2,700,000 円以下	64,000	46,940	9,220	21,000	141,160	131,940
14	2,700,001 円～ 2,800,000 円以下	71,000	46,940	9,220	21,000	148,160	138,940
15	2,800,001 円～ 2,900,000 円以下	78,000	46,940	9,220	21,000	155,160	145,940
16	2,900,001 円～ 3,000,000 円以下	85,000	46,940	9,220	21,000	162,160	152,940
17	3,000,001 円～ 3,100,000 円以下	92,000	46,940	9,220	21,000	169,160	159,940
18	3,100,001 円以上	155,231	46,940	9,220	21,000	232,391	223,171

・利用料の額は秋田市の定める基準となります。

(1) 入居敷金

入居契約時納入額 200,000円

(2) 利用料について（内訳のご説明）

①サービス提供に関する費用 階層区分により金額が異なります。（1カ月あたり）

- ・ご契約者の年間所得によって決定されます。前年の収入から、社会保険料、医療費などの所定の必要経費を差し引いた額を元に算定されます。
- ・費用の額については、国で定められている金額です。施設の運営、また人件費を含めた施設運営にあてられる費用です。

②生活費 46,940円 / 月額

- ・食事代、及び供用部分の光熱費、水道代、入浴に掛る費用で、国が定める全国一律の金額です。

③冬季加算額 9,220円 / 月額

- ・暖房費として11月～3月までの冬季間掛かる費用です。
- ・全ご契約者、一律の金額です。

④居住に要する費用 21,000円 / 月額

- ・施設建設時の施設整備費（土地所得費を除く）より、国、都道府県からの補助金を差し引いた金額の範囲内の額を、入居者数に応じ配分した金額。
- ・全ご契約者、一律の金額です。

⑤その他の費用について

- ・電気料 各居室ごとに検針メーターを設置。毎月末に職員が検針を行います。基本料 900円 及び使用メーター一分を料金表により算定された金額を請求致します。
- ・電話料 受信する場合（電話が掛かってくる場合）
  - ・受信は無料です。事務所の代表電話にて、受信、各室に設定されている内線番号に転送されます。発信する場合（電話を掛ける場合） 0で発信音⇒番号を押す。
  - ・各室から外線に掛ける電話の利用料は、ご契約者の負担となります。
  - ・電話の使用料は、ご使用に応じ、月末締めで通話情報処理装置のデータを基に電話料の請求を致します。
  - ・電話基本料金の請求は致しません。（通話情報処理装置は1階事務所に設置されております。）☆電話は24時間ご利用可能です。

◎利用料の決定については、毎年1月～3月までの間に年間の収入が記載されている書類（例：源泉徴収票・通帳）を提出していただいております。



・「欠食」について

- ① 外出、外泊、その他の理由で食事を召し上がらない場合は（以下「欠食」という）所定の欠食届が提出されている食事については、食事料金を差し引きご請求いたします。1食あたりの食事料金は下記の通りです。

食事料金	1食あたり	朝食	170円
		昼食	380円
		夕食	260円

- ② 「欠食」の受付時間及び食事の保管時間について

「欠食」届けの受付時間及び準備された食事について衛生上、また感染予防のために食事を保管できる時間を定めております。

内容	「欠食」受付時間		食事の保管時間
朝食	前日	16時	8時
昼食	当日	10時30分	13時
夕食	当日	15時	19時

◎夏季や感染の危険性が高い時期は、栄養士と相談のうえ食事を保管できる時間に変更される場合があります。

- ③ 「欠食」扱いにならない場合

- ・「欠食」の届出がなく、準備された食事を召し上がらなかった場合。
- ・「欠食」の届出がなく、準備した食事の保管、提供できる時間が過ぎたため、食事を召し上がれなかった場合。

◎この場合は、代替の食事の提供はございません。帰園時間が定まらない受診や外出時は、事前に「外出届」の提出をお勧めします。

10. 利用料の請求について

- ① 請求書は毎月末締めで作成致します。
- ② 請求書は、予め取り決めをしている宛先に郵送、またはお届け致します。
- ③ 請求書は利用月の翌月10日発送予定です。（発送日が土・日曜日及び祝祭日にあたる場合は、お手元に届く予定が多少前後する場合があります。）

11. 利用料の支払いについて

納入期限は利用月の翌月（請求書がお手元に届いた月）20日です。

尚、20日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たる場合はその翌日となり、請求書に期限を明記しております。

- ① 直接、事務所において納入 8時30分～17時30分
- ② 指定銀行口座へお振込み

予め届け出されておりますお支払い方法に変更が生じた場合は、ケアハウス職員まで、お知らせ下さいますようお願い致します。

## 12. 日常生活に関する費用について

### ① 電球、蛍光灯代

日常生活のなかで、居室内に設備されている電灯の蛍光灯、電球の交換を行う場合は、ご契約者の自己負担となります。

・洋室	蛍光灯	40型	32型	1セット	ナツメ球	1ケ
・和室	蛍光灯	直管	20型	5本	ナツメ球	1ケ
・洗面所	シリカ球	(60W)				1ケ
・流し台	蛍光灯	10ワット (330mm)				1ケ

### ② 洗濯機・洗濯乾燥機使用料

乾燥機はコインを入れると作動するタイプの乾燥機です。  
洗剤等はご契約者の負担となります。

・洗濯機	1ヶ月	500円
・乾燥機	30分	100円

### ③ その他

ご契約者が日常生活で使用する日用品、消耗品等は全てご契約者の負担となります。

## 13. 保健衛生について

① 費用は自己負担となりますが、年1回一般定期健康診断を受けていただきます。健康診断の結果を職員が把握し、ご契約者の健康を見守らせていただいております。

② 感染すると重症に陥りやすいインフルエンザの予防接種を受ける機会を提供いたします。尚、インフルエンザは、その時期により流行に変化があり医療機関と相談の結果、園内で予防接種が出来ない場合もあります。その場合は係りつけ医にて接種をお願いする場合があります。費用はいずれの場合も自己負担となります。

③ ご契約者のかかりつけ医院、病院について指定はありません。

受診時は、健康状態の把握のため、受診結果及び処方薬について報告をお願いいたします。処方薬の説明書の提供をお願いする場合があります。服薬について相談等の結果、場合により職員が処方薬の管理を行う場合があります。

#### 14. 日常生活における規則について

##### ① 面会について

面会時間 7時30分 ～ 20時  
面会受付票 サービスステーションに準備してあります。所定の面会受付票のご記入をお願い致します。

##### ② 外出、外泊について

外出、外泊は自由ですが、居室の管理や防災上の観点から、「外出届」及び「外泊届」を予めご記入のうえ提出をお願いします。

外出の際の門限は21時となっております。

##### ③ 施設長の許可なく居室の形状を変更・改造しないで下さい。また、故意に建物、設備及び備品等に損害を与えた場合は、その損害を弁償、または、原状に回復していただきます。

#### 15. 退去について

##### (1) 契約の解除

事業者はご契約者が次の事項に該当した場合は、2ヵ月間の期間において契約を解除する事が出来るものとする（契約書 第16条）

- ① 入居契約に違反した場合。
- ② 入居に際し不正、偽証があった場合。
- ③ 正当な理由がなく、利用料を2ヵ月滞納した場合。
- ④ 病気療養等で、居室が6ヵ月以上不在となる場合。  
契約について事業者と身元保証人の双方が協議を行い契約解除について決定がなされる場合があります。
- ⑤ 感染症、精神疾患等で共同生活が不適切と判断された場合。
- ⑥ 心身の状況変化に伴い、ケアハウスでの生活継続が不適切と判断された場合。

##### (2) 契約の終了（契約書 第17条参照）

###### ① 契約者の意思、意向により契約を終了する場合

1ヵ月以上予告期間をもって退去届を提出する事とし、その際、身元保証人の同意が必要となります。

###### ② 契約者が死亡した場合

契約者が死亡した場合、身元保証人の責任において原則1ヵ月以上の予告期間をもって退去届の提出をお願いいたします。

尚、状況により事業者と身元保証人の双方が協議のうえ退去日が決定される場合があります。

## 16. 退去にあたり

- ①退去日までに荷物のお引き取りをお願いいたします。
- ②蛍光灯、電球の交換をお願いいたします。退去まで使用した蛍光灯、電球を新しい物と交換をお願いします。
- ③荷物のお引き取り後、双方の立会いの下、お部屋の状態、自己負担の対象となる修繕の有無について確認をさせていただきます。
- ④退去日までに居室を明け渡し、鍵の返却をお願いいたします。

## 17. 退去時の利用料請求について

下記の請求書は、退去日の属する月の翌月10日までに作成されます。

- ①退去日とその月の末日でない場合、退去日の属する月の利用料は日割り計算となります。また、欠食があった場合、生活費より差し引かれます。

- ・生活費
- ・冬季加算額（11月～3月在籍時対象）
- ・居住に要する費用

ただし、サービスの提供に要する費用の日割り計算はありません。

### ②電気料金

電気料金は、退去日の属する1ヵ月間に15日以上在籍した場合は、基本料金及び、使用メーター分を料金表により請求させていただきます。在籍が1ヵ月のうち15日に満たない場合は、メーター使用分のみの請求とさせていただきます。

・退去後、専門業者によるハウスクリーニングが行われますが、その時に利用される電気については、メーター数に加算させていただきます。

### ③電話料金

電話料は退去月の退去日当日までの使用分を通話情報処理装置のデータにより請求させていただきます。

## 18. 退去時に掛かるその他の費用について

下記①～③については、専門業者による対応が終了後、実施業者より費用の請求書が提出されます。

- ①ハウスクリーニングの費用（専門業者に発注）
- ②・洋室の場合      カーテンクリーニングの費用（専門業者に発注）  
・和室の場合      障子の張り替えの費用（専門業者に発注）
- ③その他、自己負担の対象となる修繕があった場合に掛る費用  
（契約書第12条1～2項）
- ④①～③の専門業者へ費用を支払う為に掛かる、銀行振込み手数料
- ⑤居室の電灯の蛍光灯、電球を新しい物と交換するための費用  
（12項目・日常生活に関する費用について参照）

## 19. 敷金の返還について

- ・お預かりしております敷金より、第17項及び第18項①～④の費用を差し引き、残金を予め指定されております銀行口座に振り込みいたします。尚、振り込みに掛かる手数料を合算し、精算させていただきます。
- ・場合により精算額が、お預かりしております金額を上回る場合、不足分の金額を納入していただきます。この場合、事業所より別途明細書をお届けいたします。

○敷金の精算後、領収書等を含む精算関係書類を郵送いたします。

### ○お届けする書類について

精算金（残金がある場合）及び関係書類のご確認をお願いいたします。

- ・退去日の属する月の利用料
- ・ハウスクリーニングの費用
- ・カーテンクリーニング、または障子張り替え費用
- ・自己負担の対象となる修繕があった場合に掛かる費用
- ・精算明細書

内 容	請求書	領収書	業者発行 請求書	業 者 発 行 領収書	銀行振込 依頼書 兼 手数料受取書
退去に属する月の月の 利用料	○	○			
ハウスクリーニング 費用			○		○
カーテンクリーニング または障子張り替え費用			○	○	
その他の自己負担とな る費用			○	○	
残金銀行振込 及び精算明細書	明細書 ○				○

## 20. 非常災害対策について

### ①災害時の対応

人命尊重を第一に、緊急通報装置により全職員が駆けつけると共に、自衛消防隊による避難誘導、初期消火等を行います。

### ②防災設備

緊急通報装置が設置されており、火災等発生した場合にはボタン操作のみで消防署、及び職員に通報が送られます。また自動火災報知機、屋内消火栓、スプリンクラー等の防災設備を設置しております。防災設備は専門家による定期的な保守点検、及び職員による自主点検を行います。

### ③防災訓練

自衛消防隊を組織し、避難訓練、連絡網による職員の緊急出勤等各訓練を行い、ご契約者の皆様、及び職員の防災意識の高揚と防災設備の使用訓練を実施しております。

### ④防火管理者

消防法で定められた防火管理者1名を配置しております。

## 21. 事故発生時の対応について

- ①事業者は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに必要な措置を講ずると共に、予め届け出されているご連絡先に連絡を行います。
- ②事業者は、ご契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。
- ③事故が生じた際にはその原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 22. 入居中の医療について

原則は、かかりつけ医に受診して頂きますが、予防接種や緊急時につきましては下記の協力医療機関で診療を受けることができます。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

### 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科	備考
外旭川サテライト クリニック	秋田市外旭川字中谷地 46	内科 他	外来のみ
秋田厚生医療センター	秋田市飯島字西袋 273 番 1	内科 他	入院可

## 23. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族に関する情報等については契約者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らす事はありません。
- (2) 事業者は、契約者及びその家族から、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において契約者及び、当該家族の個人情報を取り扱う事はいたしません。

## 24. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

魁聖園 ケアハウス	電話番号	884-1071
	F A X	836-1661
	施設長	大澤 亨
	対応時間	平日 8:30~17:30
	緊急時	24時間

サービス苦情 解決第三者 委員会	川上 隆司	秋田市手形からみでん 4-26 833-7731
	杉山 由美子	秋田市濁川字後田65-34 868-6165
	加賀屋 満	秋田市将軍野南 5-2-57 846-1803

○公共機関においても苦情の申し出等ができます。

秋田市 長寿福祉課	所在地	秋田市山王一丁目 1-1
	電話番号	888-5672
	F A X	888-5673
	対応時間	8:30~17:15

[説明確認欄]

令和 年 月 日

魁聖園ケアハウスサービスの提供にあたり、別紙重要事項を説明しました。

事業者 所在地 秋田市新藤田字治郎沢52-6  
事業者名 魁聖園 ケアハウス

説明者 \_\_\_\_\_

魁聖園ケアハウスサービスの重要事項について上記のとおり説明を受け、サービスの提供を受けることに同意します。

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人又は立会人

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

入居者との関係 \_\_\_\_\_